

旭川市水道局随意契約の公表について

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市水道局契約規程第18条の2第3項の規定により公表します。

令和8年9月2日

旭川市水道事業管理者 富岡 賢司

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 水道局職員作業服売買

(2) 契約の概要

ア 物品名及び数量

冬作業服（長袖ブルゾン） 18着 （ワークパンツ） 22本

夏作業服（半袖ブルゾン） 16着 （ワークパンツ） 16本

イ 納入期限

令和8年11月27日まで

ウ 納入場所及び問合せ先

旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局3階

上下水道部水道総務課

電話 0166-24-3160

2 見積徴収年月日 令和8年9月2日

3 契約の相手方の氏名及び住所

旭川市東旭川町下兵村373

社会福祉法人旭川光風会 指定障害福祉サービス事業所スリーエフ

施設長 高根 優宏

4 購入金額

297,902円（うち消費税及び地方消費税相当額27,082円）

5 契約の相手方とした理由

次の選定基準を満たす唯一の施設であり、提出された見積金額が予定価格内であったため。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同法第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設であること。

(2) 旭川市内に拠点を有すること。

(3) 当該製品を縫製する能力を有すること。